

平成27年10月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成27年10月23日(金曜日)午後2時30分から午後3時19分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第65号) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則について(教育環境部)

4. 閉 会

出席委員(5名)

委 員 長 永 井 博

委員長職務代理者 大 山 宜 秀

教 育 長 岡 本 実

委 員 田 中 美奈子

委 員 福 田 須美子

説明のために出席した者

教 育 局 長 笹 野 章 央 教育環境部長 新 津 昭 博

学 校 教 育 部 長 土 肥 正 高 学校教育部参事 長 嶋 正 樹

生 涯 学 習 部 長 小 山 秋 彦 教育局参事兼
教育総務室長 鈴 木 英 之

教 育 総 務 室 杉 山 吏 一 総合学習センター
担 当 課 長 主 幹 加 藤 道 子

総合学習センター 篠 原 真 教育環境部参事兼
担 当 課 長 学 務 課 長 井 上 京 子

学 務 課 担 当 課 長 杉 崎 隆 文 学校保健課長 萩 原 康 秋

学校教育課長	江戸谷 智 章	学校教育課長 担当課長	小 泉 勇
教職員課長	二 宮 昭 夫	相模川自然の村 野外体験教室所長	中 里 雅 子
青少年相談センター 担当課長	沢 辺 雅 子	生涯学習課長 担当課長	天 野 徹
スポーツ課長 担当課長	高 林 正 樹		
事務局職員出席者 教育総務室主査	萩生田 成 光	教育総務室主任	齋 藤 竜 太

開 会

永井委員長 それでは、ただいまから相模原市教育委員会 10 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、田中委員と大山委員を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方はお入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

笹野教育局長 すみません。議題に入る前に、大変申し訳ありませんが、少しお時間を頂戴いたしたいと存じます。

先般、市立中学校教諭が、生徒の個人情報が入った記憶媒体、いわゆる U S B メモリを紛失するという事案が発生してしまいました。本日付の新聞各紙でも報道されているところでございます。各委員さんには第一報として、概要を既に報告をさせていただきまして、ご意見、ご指摘も既にいただいているところでございますが、本委員会の場で改めて詳細のご説明とおわびをさせていただきたいと存じます。

このたびの案件で、市民の皆様、そして委員の皆様に変なご心配とご迷惑をおかけいたしました。誠に申し訳ありませんでした。改めまして、このようなことはあってはならないこととございますので、二度とこのようなことが起こらないよう、再発防止を徹底してまいりたいと考えております。詳細につきましては、担当の教職員課長からご説明をさせていただきます。

二宮教職員課長 それでは、詳細について説明をさせていただきます。

中央区内の市立中学校女性教諭が、生徒の個人情報等が入った U S B メモリを、校長の許可を得ずに持ち出し、紛失したという事案がございました。実は、本人は紛失したことに気づいていなかったのですが、その U S B メモリを拾った市民の方から教育委員会に連絡があり、紛失をしていたということが判明したものでございます。

連絡をいただいた当日に、同校教頭と教諭がすぐに市民の方のお宅をお伺いし、そのUSBメモリが当該教諭のものであるということを確認をし、回収しておりますので、個人情報等については流出していないものであるというふうに私たちは捉えております。

当該教諭は、自宅で学級だよりを作成しようと考え、自分の私物であるUSBメモリを自宅に持ち帰ろうとしておりました。このUSBメモリの中には、実は同校生徒の271人分の成績や授業で使用するプリント、学級だより、生徒の写真等のデータが保存されておりました。本来、成績等の個人情報が入ったものについては、それを外に持ち出す場合、校長の許可を得なければいけないことになっており、かつ、市教育委員会が配布した暗号化されるUSBメモリを用いるということになっていたのですけれども、当該教員はそのような手続をしないまま私物のUSBメモリに個人情報を入れて持ち出したということでございます。

今後につきましては、本件の詳細をさらに調査をいたしまして、同教員に対して厳正に対処してまいりたいと考えております。

また、教育長から全小中学校長に対して、相模原市学校情報セキュリティポリシーの徹底を図るための具体的な取組方法等について訓示をし、再発防止について取り組んでまいりたいと考えております。

ご迷惑をおかけいたしまして、本当に申し訳ございません。

永井委員長 ただいま市立中学校教諭によるUSBメモリの紛失、このことについてお話がありました。

この件に関しましては、既に我々委員には第一報を報告いただいております。その際、意見も言わせていただいております。

局長の話にもあったとおり、このようなことがあってはならないということでもあります。再発防止、たびたび聞く言葉でございますが、口で言うのは非常に簡単だとは思いますが、ぜひ実効性のある防止策、各小中学校で徹底していただきたいと思っております。二度とこのような事案が生じることのないよう、再発防止に努めていただきたいと委員会を代表して私からも強く求めておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

福田委員 今、厳正にということがありましたけれども、先生方が非常に多忙であるというような実情も鑑みて、セキュリティの嚴重性は大事ですけれども、そういったことが円滑に行われるようなシステムづくりという面での配慮をぜひあわせてよろしく願いします。

永井委員長 よろしいでしょうか。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則について

永井委員長 それでは、これより日程に入ります。

日程 1、議案第 65 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

新津教育環境部長 議案第 65 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則、長いので、以下、施行規則と申し上げますが、この施行規則についてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、今年度 8 月の教育委員会定例会におきまして議案としてご提案をいたしました、相模原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、こちらは、以下、条例と読ませていただきますが、これが平成 27 年 10 月に公布されました。これを受けまして、条例を施行するための必要な事項を定める必要がございますことから、施行規則を制定いたしたく、ご提案するものでございます。

それでは、施行規則の内容につきまして、別紙の議案第 65 号、関係資料をもとにご説明を申し上げます。

はじめに、1 の施行規則の全体像でございますが、条例別表第 1、第 2 及び第 3 の中に規則で定める事項がございます、教育委員会が個人番号を利用する事務や市長部局に提供する特定個人情報の詳細につきましては、教育委員会規則として制定いたします。

同様に、市長部局で個人番号を利用する事務や市長部局から教育委員会に提供する特定個人情報等の詳細につきましては、本施行規則とは別に、市長が相模原市規則として制定いたします。

次に、第 2 の施行規則の内容でございますが、第 1 条は、本規則の趣旨について定めるものでございます。

第 2 条は、別表第 1 の 9 の項及び別表第 3 の 6 の項において、個人番号を利用する事務

として規定する就学援助に関する事務について、より詳しく定めるものでございます。

第3条でございますが、特定個人情報の提供について規定する条例別表第3の1の項の生活保護法による保護の決定及び実施等に関する事務を処理するために必要な特定個人情報、具体的に申し上げますと、学校保健安全法による医療に要する費用につきましての援助に関する情報でございますが、この情報についてより詳しく定めるものでございます。

第4条から第6条は、第3条と同様でございますが、条例別表第3の2の項、3の項及び4の項の「中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務」、それから、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務」、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務」を処理するために必要な特定個人情報、具体的には、学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報でございますが、この情報についてより詳しく定めるものでございます。

第7条につきましては、条例別表第3の5の項において、個人番号を利用する事務として規定する「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務」につきまして、より詳しく定めるものでございます。

なお、同じページの4に、本施行規則に関連いたします条例別表の第1と第3を掲載してございますので、後ほどご覧いただきますようご案内を申し上げます。

最後に、3の施行期日でございますが、平成28年1月1日としてございます。

以上で、議案第65号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。

これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

大山委員 簡単な質問なのですが、今回この条例が公布され、マイナンバー制度が導入されるということで、この条例に定めた事務を行うために必要な事項について、教育委員会として市長部局とほぼ同等な内容で、教育委員会用に新たに規則を制定したということと理解してよろしいでしょうか。

新津教育環境部長 ただいま大山委員さんがおっしゃられたように、今後は、情報を今ままでみたいに事務連絡とかそういう形では動かさませんので、それぞれが事務で必要となるものについては、それぞれが規則にきちっと定めなさいという義務付けがされましたので、それによって、教育委員会は教育委員会として独自の事務を進めるために必要な情報、市

長部局からもらうものはこういうものですよ、それから、市長部局は市長部局として、自分のところでやるものと、教育委員会等に提供する事務はこういうものですよというものをきちっと定めさせていただいたということでございます。

福田委員 教育委員会でのこういった中でのルールを今決めていくということですが、マイナンバー制度についてはいろいろ危惧される点も市民の中では出てきていると思うのですけれども、住民、また教育委員会の事務にとって、メリットということについて、お気づきの点等あればお話しいただければと思います。

井上学務課長 このメリット的なところになるかと思うのですけれども、就学援助という事業は、住民登録をしてある市内の児童生徒に対する保護者への支援であれば問題ないのですが、転入等に該当するお子さんを支援する場合には、前住所の税情報等が必要で、現在のやり方ですと、それぞれ前住所の税情報を証明書という形でもらっているような状況がございました。このマイナンバー法ができますと、他自治体を実施機関と言うのですが、その間での情報のやりとりができるということがあります。ただ、時期的にはこの施行の平成28年1月ではなくて、ちょっと先になります平成29年7月になると思うのですが、国でそういう情報を連携するためのシステムのなものも構築をしておりますので、今まで書面を持ってきてくださいという事務が、個人番号を符号というもので置きかえるのですけれども、その置きかえた符号をそれぞれ国で持っているシステムの中に照会をすると、ほかの市町村の税情報をこのシステムに返してくれる。その返してもらったものを相模原市が見るという形で、申請者の児童生徒さんの保護者やご家族にご不便をかけないで、事務が進むというメリットがあると今認識をしているところです。

福田委員 やっぱり危惧される面も多い中で、メリットがないと、私どもも国が言っているから仕方がないみたいな流れの中でやっていくのもどうかなと考えましたので、メリットの確認をさせていただきました。

また、例えば居所不明児童の問題等がありますが、そのようなときに、こういうものというのは、問題の解明に何か少し効果的なことはありますか。

井上学務課長 今おっしゃったように、住民登録がしてあってこそその個人番号という形になりますので、番号がとれないということだと今の段階では難しいのかなと。ただ、実際に児童生徒さんが、現実に居所がなくても学校に通っているような状況がある中で、その辺はちょっとまた、研究というか情報収集をしながら、確認して事務を進めたいなどは思っております。

福田委員 先ほど住民、それから教育委員会と申し上げましたが、最終的にはやっぱり子どもの利益というところに結びつくというような配慮の中で運用していくということを、やっぱり私たちはしっかりと見ておかなければならないかと思しますので、また、いろいろ工夫なさって、そういった子どもにとっていい利益になっていくように運用していただきたいと思えます。

永井委員長 ほかにございませんか。

田中委員 メリットもありということなのですが、今、個人情報の漏えい等々、問題になっていると思えます。先ほどのUSBメモリのこともそうなのですが、ぜひ情報を扱っていただく方たちのリテラシーというか、意識をきちっと持って扱っていただけたらきっと有用できるのではないかなと思しますので、その辺はよろしく願いいたします。

永井委員長 それでは、ほかはございませんか。

大山委員 細かいことなのですが、今、生活保護、あるいはほかの関連の帰国子女とか、その辺の問題があると思うのですが。例えば生活保護が解除された、また受給資格がないという場合に、例えば窓口での支払いとかそういうのが切り替わっちゃうのですよね。医療の面では、窓口支払いがというので今ちょっと問題になっていまして。ですから、いわゆる個人番号によって、そういった対応というのが、今まで以上により正確にできるという保証はあるのでしょうか。

井上学務課長 今の事務の中で、生活保護の受給が始まった場合には毎月生活保護の担当課の方に照会をかけていて、迅速にこちらの就学援助を処理するシステムに読み込むという作業をしています。また逆に、生活保護が開始ではなくて廃止になれば、また同じように、委員さんがおっしゃったようにすぐに支援ができるような形で読み込みをし、相模原市の基準としては生活保護の1.5倍という枠の中で、収入がその枠の中であれば支援をしていく形で、毎月更新をかけているような状況でございます。

その内容は、今のマイナンバー法が入る前からやっておりまして、入った後でも同じような流れの中で処理をしていくことができますので、その保証はできると今は認識をしております。

大山委員 マイナンバーの制度が始まるわけですが、従来どおり、そういう情報を共有して伝達するという形は今までどおりだということですね。ありがとうございました。

永井委員長 ほかはよろしいですか。

それでは、これより採決を行います。

議案第65号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第65号は可決されました。

相模原市議会(平成27年9月定例会議)報告について

永井委員長 それでは、事務局から報告事項があると聞いています。

報告事項1について、教育総務室からお願いいたします。

鈴木教育総務室長 それでは、私の方から報告事項1についてご説明させていただきます。

市議会の9月定例会議につきましては、平成27年8月25日から9月30日までの日程で開催されました。

お手元にございます平成27年相模原市議会9月定例会議教育委員会関係答弁をご覧くださいと存じます。

この資料につきましては、9月定例会議の代表質問と一般質問の教育委員会関係の質疑の一覧になります。

1ページから2ページをご覧くださいと存じます。

代表質問は4名の議員から11問の質問がございまして、質疑の内容につきましては、3ページから6ページのとおりでございます。

次に、7ページから9ページをご覧くださいと存じます。

一般質問になりますが、15名の議員から38問の質問があり、質疑の内容につきましては10ページ以降のとおりでございます。

代表質問及び一般質問の概要といたしまして、新たな教育委員会制度への対応のほか、学校教育の分野では不登校対策や特別支援教育、中学校給食などについての質問がございました。また生涯学習の分野では、公民館の名称変更やギオンスタジアムの整備についての質問がございました。

ここで、一つひとつの質問と答弁に関する報告は省略させていただきますが、それぞれの質問と答弁に関してご質問等がございましたら、担当課からお答えさせていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

永井委員長 説明が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

大山委員 5つぐらいありますので、1つずつお尋ねします。

10ページなのですが、公明党の南波議員さんですか、がん教育・普及啓発についてということで、このがん教育については、神奈川県教育委員会、それから神奈川県医師会、かなり強力に推進しております。モデル事業も県下では展開されております。背景としては公明党さんがかなり強力に進めていて、現状、成人のがん検診の受診率が低いというようなことが背景にありまして、これを推進していこうということで、保健体育の授業の中で行うわけです。

現状、保健体育の授業は、かなりコマ数が少ないわけですね、教科書採択の審議の際もいつも言われるとおり。その中でどのような展開をするのか。私、神奈川県医師会の代議員会があったときに質問させていただいた。現状こうなのだけど、実際にできるのかということをお願いしたのですが。例えば薬の教育だとか、もっと優先させる課題があるんじゃないかという気がしております。

がん教育の普及・啓発について、文科省は進めていることに対して、相模原市ではどう考えるのでしょうか。コマ数が少ないことから、現状どうなのでしょう。

江戸谷学校教育課長 今、委員の方からお話があったとおりでございます。特段現行の教育課程の中ではがんを扱うという項目はございませんので、あくまでも生活習慣病の1つとして今取り扱っているところでございます。

小学校5年生、6年生の保健領域の中で、病気の予防、喫煙による害であるとか、もしくはがん予防のための生活習慣みたいな扱い方を今しております。また、中学校3年生でも同様に、保健分野の中で生活習慣病の要因となるというようなところで、がんについて今扱っているというところでございます。

今後のがん教育の取り組みについてでございますが、先ほど委員の方からお話がありましたとおり、国の指定校につきまして、実は大沢中学校は今年このがん教育にかかわる指定校ということで、研究にモデル授業として今年から取り組んでいるところでございます。県内で10校程度指定をされていると聞いておりますけれども、そのうちの1つとして大沢中学校が現在取り組んで、これからの研究の報告を県の方、もしくは文科省の方にも上げていくという方向に今なっております。

大山委員 まだ、相模原市としての対応というのは、モデルの結果を見てということですか

ね。

江戸谷学校教育課長　そうですね。今お話があったとおりでございます。

大山委員　13ページなのですが、石川議員の食物アレルギーの対応についてということですが。食物アレルギーについて、多分議員さんは実際的な緊急時の対応、アナフィラキシーを起こした場合にどうするのかという質問をされているのだと思うのですが、学校保健課の答弁としては、こういうマニュアルがあって、訓練を行っていますという表面的なお答えしかないのですね。まず基本的な対応としては、食物アレルギーの対応として、万が一そういうことが起こった場合にやっぱり救急車対応、これがまず第一なのです。そして大声で各所に人を集めるということ、そういったものをまず対応としてやっている。それで、あとは緊急搬送先というのが、相模原病院が全面的に協力していると聞いていますので、緊急隊でも多分その辺はもう周知されていると思います。

それから、今、相模原市の消防署が、エピペンというものを、消防訓練士が多分できるところまで来ていると思うのです。そういったところを石川議員が聞いているのじゃないかと思うのですが、いかがでございましょうか。

萩原学校保健課長　今、委員おっしゃられたとおり、議員につきましては、やはり緊急時、実際に起きたときにどのような対応なのかと、不安はないのかというところをご質問の要旨でございました。そのために、答弁としましては、確かに「救急車対応」という言葉は書いていないのですけれども、実際には学校としては救急車を呼ぶというのは基本的な姿勢でございます。ただ救急車を呼んで来るまでの間ということの中では、国の方でも対応指針というものができていまして、エピペンを持っている児童については、状況を見ながら、その症状を見て児童生徒がエピペンを持っているようであれば、不安であればすぐエピペンを打つのだよと、そういうことが学校の中でもできるようにということで対応のマニュアルをつくり、また訓練の研修などをさせていただいているというところを回答させていただいたものでございます。

実際に、毎年度教員の方を対象に、また校長先生なども対象に、相模原病院の医師の方たちに来ていただいて、実際の打ち方ですとか、こういう症状だったら早く打った方がいいのだよ、救急車が来るまでに実際に打った方がいいのだよという知識も得させていただいているところでございます。そのような内容で回答させていただきました。

福田委員　私は11ページの非常勤職員の研修等の充実についてという渡部議員の質問についてのお答えなのですが、非常勤職員の研修というので、ちょっとひとくくりになっ

ているように思うのですが、具体的に臨時採用教員もいるし、非常勤講師もいたりすると思うのですが、具体的な取り組みの事例等をご紹介いただいて、どのような研修をなされているかというのをちょっとお伺いしたいと思うので、お願いいたします。

加藤総合学習センター主幹 非常勤職員の研修についてなのですが、正規職員とか臨時的任用職員とは別に、非常勤職員に対する総合学習センターでの研修として位置付けているものはそんなに多くはありません。ただ横浜国立大学と連携をしまして、テレビ会議システムがございますので、横浜、川崎、横須賀、神奈川県、あと相模原がそのテレビ会議システムを使いまして、大学の講義をこの相模原の場で受けられるということで、そちらの方で非常勤講師の研修を行っております。

研修は全3回で、5月と10月の年2回行われますが、内容は一緒です。5月の方に出ても10月の方にも一緒なのですが、横浜国大の先生が講師になられまして、主に授業づくりのことですとか、あと、学校での業務についてのお話をさせていただいております。昨年度は6名参加で、今年度は5月が9名、10月は7名が参加予定となっております。

そのほかにも、少人数指導等の非常勤講師の研修会ですとか学校図書館図書整理員の方の研修、それから、支援教育支援員の研修等、様々な業務もまた学校の中にいらっしゃいますので、それぞれの職務に応じた研修を総合学習センターと学校教育課の方で連携しながら行っているところでございます。

福田委員 ありがとうございます。結果的に、研修をすることによって子どもの学習、学び方というのが、本当に主体的、自主的に行われるような仕組みを、その研修に基づいてうまく授業の方につなげていくようなこともご配慮いただいて、ぜひこれからのアクティブ・ラーニングにつながるような方向性でご指導を願いたいと思います。よろしくお祈りいたします。

永井委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

大山委員 19ページの相談指導教室に通室する中学3年生の昨年度の進路状況ということなのですが、数字が掲げられていて、56名の通室生のうち、55名が県立高校だとか私立の高校、専修学校に進学して、それから1名が就職ということですが、これらの卒業された生徒さんの、その後の高校だとか専修学校への通学状況、それから1名の就職状況ということについて、その後のフォロー等は、いかがなのでございますでしょうか。

沢辺青少年相談センター担当課長 相談指導教室に通っている3年生の進路状況について

はそちらに書いてあるとおりなのですが、相談指導教室に通うに当たっては、保護者の方とお子さんともに継続相談という形をとっておりますので、卒業後、きちんと登校できるかどうかについて相談を継続しているケースが大変多く、継続して登校できているということが確認できてから終結の場合がほとんどですので、全てについてちょっと把握しているわけではありませんけれども、概ね良好に登校していると考えております。

大山委員 わかりました。

それから、もう1つ。横浜で特別支援の関係の質問がございました。20ページですね。特別支援教育についてということで、横浜市などで特別支援教育総合センターというものがあり、支援教育を推進するために有効であるというようなことで、こういったセンターの創設について、市はどのような見解なのかというご質問なのですが。多分これは、ここにある答えとしては情報を共有しということで対応できるというふうに書いてあるのですが、多分横浜市等で特別支援に係る総合センターをつくっているということは、縦割りの弊害をなくして、横断的にセンター化して横の連絡をとってというようなことで、迅速に判断できるし、結果としていい方向に行くという理解で多分横浜市ではこういうものをつくっていると理解されるのです。従来の縦割りの中で連携というのが、なかなか難しいと思うのですよね。だから、やはり強力で推進するにはこういったセンター化というのもやっぱり必要なのではないかなと考えるので、この議員さんの質問以上に見解をお伺いしたいということなのですが。

江戸谷学校教育課長 今、本当に委員が言われるとおりでございます。センター化ということにおいては連携のしやすさということは当然で、本市の今の状況は、関係各課が連携を密にとりながら推進をさせていただいているというところでございます。

県内にも、今お話があったとおり、横浜、川崎あたりはセンター化をしているということとは聞いておりますが、本市は、特段現状の中で課題があるという認識は今持っておりませんが、より緊密な連携を図っていく必要があるかということについては同意見だと思っております。

今後そういった他市の状況につきましても十分検討をさせていただいて、取り入れられる部分についてはしっかり検討をしていきたいなと思っております。

土肥学校教育部長 若干補足させていただきます。このセンター方式、ご存じのとおり、横浜、川崎は小中学校だけではなくて、高等学校、特別支援学校等を所管をしている自治体としてのニーズに合った方式であって、窓口が一本化されることで、特別支援関係

業務をスムーズに遂行できるというよさがあるのかなというふうに思っております。

本市は、当然そういった状況ではありませんけれども、今、課長が申し上げましたとおり、これまで積み上げてきました成果といたしますものを大切にするとともに、当然本市の支援教育の体制がさらに充実してまいりますように、他市の総合センター方式の組織づくりについては研究をしてまいりたい、このように捉えております。

大山委員 今のお答えで理解はできたのですが、発達支援センター、それから幼稚園、保育園との連携により、入学前のシステムは今少しできつつあると考えていますので、次はやっぱり入学してからの支援教育について、まだまだやっぱり研究の余地があるだろうと思うのですね。今後の方向性として、ぜひ研究していただきたいという私の願いです。

永井委員長 ほかにはございませんか。この件はよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 次に、報告事項2について、学校教育課からお願いいたします。

長嶋学校教育部参事 それでは、11月のいじめ防止強化月間の取り組みについてご報告申し上げます。

恐れ入ります、資料の方をご覧いただきたいと思えます。

相模原市いじめ防止基本方針におきまして、5月と11月を「いじめ防止強化月間」と決めました。5月は「あいさつ・笑顔のあふれるさがみはら」をテーマに、あいさつ運動等の取り組みを行ってまいりました。11月は「子どもを認める・見守る・温かいさがみはら」をテーマに、いじめ防止フォーラムを中心に、いじめの未然防止に向けた啓発活動を実施してまいります。

啓発活動の内容でございます。その1といたしまして、いじめ防止の啓発キャンペーンを、あさって10月25日、日曜日に、造形さがみ風っ子展の淵野辺公園会場において実施いたします。

内容といたしましては、いじめ防止啓発グッズといたしまして、いじめ相談ダイヤルの番号を印刷したさがみんカード、それからポケットティッシュ、あわせていじめ防止フォーラムのチラシを配布いたします。さがみんカードにつきましては、皆様のお手元にお配りしたところでございます。カードに、子どもたちに自由に言葉を記入してもらい、ストラップで首から下げられるようにして配布するということを考えております。

なお、このストラップでございますが、津久井地区の組ひも店に特注したそうでござい

まして、記念になるかなということで受け取っていただけるように思っています。ティッシュにつきましては昨年度と同様でございます。

その2といたしまして、同じ10月25日、日曜日に、ギオンスタジアムにおいて、SC相模原の試合と、その前にドリームマッチのイベントがございます。多くのお子さんを含めた市民の皆さんがお越しになりますので、ティッシュといじめフォーラムのチラシを配布したいと思っています。

3のいじめ防止フォーラムでございます。恐れ入りますが、次の1枚おめくりいただき、チラシの方をご覧くださいと思います。今年度11月15日、日曜日の午後1時から、相模原教育会館3階の大会議室において、子ども青少年課の方と共催で行います。「考えよう子どもの人権、子どもの権利」～いじめのない社会づくりにむけて～をテーマに、学校における児童生徒の取組発表、それから基調講演、シンポジウムを行ってまいります。

児童生徒の取組発表に、高等学校の発表を加えるとともに、後半のシンポジウムにおいては、子どもの生の声が聞こえるよう、子ども、若者のみをシンポジストにしたところでございます。

また、基調講演をお願いした桜美林大学の大溝先生のゼミの学生に会場準備を依頼します。子どもたちや若者を前面に出したフォーラムにしたいと考えております。

なお、例年教育委員の皆様方にはフォーラムにご参加いただいておりますが、今年度のフォーラムにつきましても、ご都合のつく限りご参加いただきますようお願い申し上げます。

資料の方に戻らせていただきます。1枚目の裏側になります。その他の取り組みについてでございますが、4の「広報さがみはら」の掲載、5の児童生徒並びに保護者向けいじめ防止啓発リーフレットの作成・配布、6の各学校における児童生徒指導強化週間の取り組みを実施いたします。これは例年どおりでございます。

以上、11月のいじめ防止強化月間の取り組みについてご報告申し上げます。よろしくお願いたします。

永井委員長 質問等、何かございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、この件はよろしいということでお願いします。

それでは、最後に、次回の会議予定日を確認いたします。11月13日金曜日、午後2時30分から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、次回の会議は11月13日金曜日、午後2時30分を開催予定といたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、定例会を閉会といたします。お疲れさまでした。

閉 会

午後3時19分 閉会